

旅館業施設の構造設備の基準について

1 用語の定義

旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
客室	睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板場、踏み込み等であって、床の間、押入れ、共用の廊下及びこれに類する場所を除く。）
寝室	客室内であって、浴室、便所その他睡眠又は休憩の場所に適さない場所を除いた場所

2 業種別の構造設備の基準

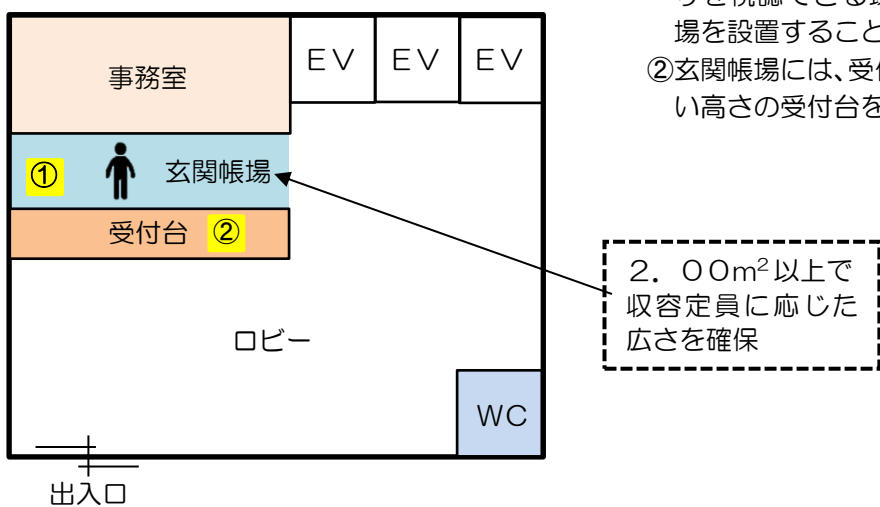
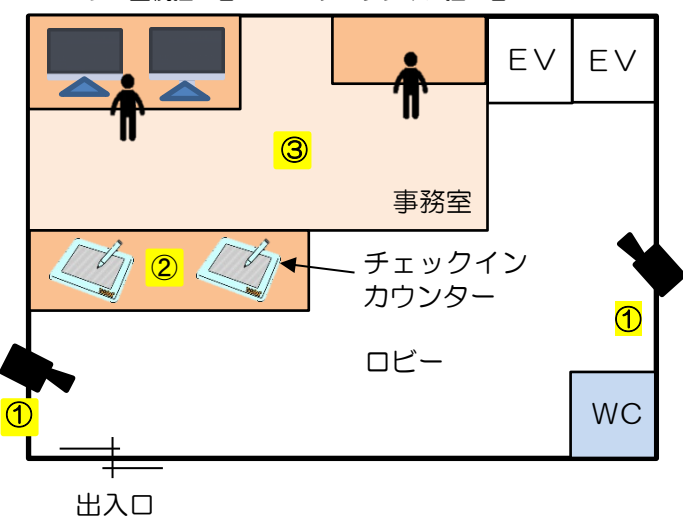
		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
他の営業の用途との区画		- 建築物内で、旅館業施設を住戸と明確に区画すること。 - 宿泊者と当該住戸の居住者が共用する部分がない構造とすること。	- 建築物内で、旅館業施設を、他の営業用途の施設及び住戸と明確に区画すること。 - 宿泊者と当該住戸の居住者が共用する部分がない構造とすること。
玄関帳場		「3 旅館業施設の管理体制のパターンのとおり」	
ロビー		- 宿泊者その他施設を利用しようとする者が自由に出入りすることができる玄関及びロビーを設けること。 - ロビーは、施設の規模に応じた広さを有すること。 - ロビーは、イス、テーブル等を設置し、玄関帳場における宿泊者等への対応や施設内の案内、通行又は移動に支障なく、待ち合わせ又は談話ができること。	
客室	客室数	規定なし	2人以上を収容する客室の数が客室の総数の2分の1を超えていること。
	構造	- 出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁又は板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されていること。 - 出入口及び窓は、鍵を掛けることができること。 - 客室の外部から内部の見通しを遮ることができる設備を設けること。	- 窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁又は板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されていること。 - 窓は、鍵を掛けることができること。 - 客室の外部から内部の見通しを遮ることができる設備を設けること。
	床面積	寝台設置：9m ² 以上/客室 寝台非設置：7m ² 以上/客室	33m ² 以上 ※ただし、宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上
	定員	寝台使用：寝室4.5m ² 以上/人 和式寝具使用：寝室3.3m ² 以上/人	寝台使用：寝室3.0m ² 以上/人 和式寝具使用：寝室2.5m ² 以上/人 階層式寝台使用：寝室2.25m ² 以上/人
	窓その他の開口部	客室の床面積に対して、8分の1以上とすること。	
入浴設備、洗面、便所		「4 共通基準のとおりに」	
換気設備等		適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	
その他		学校等の敷地（予定地含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホールその他設備の内部の見通しを遮ることができる設備を設けること。	

3 旅館業施設の管理体制

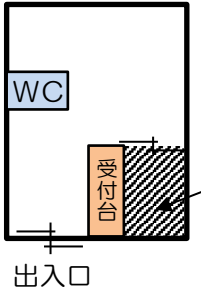
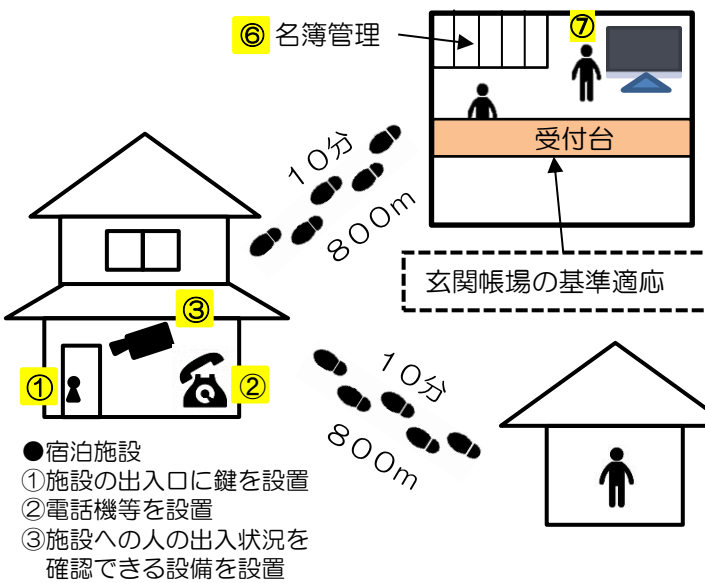
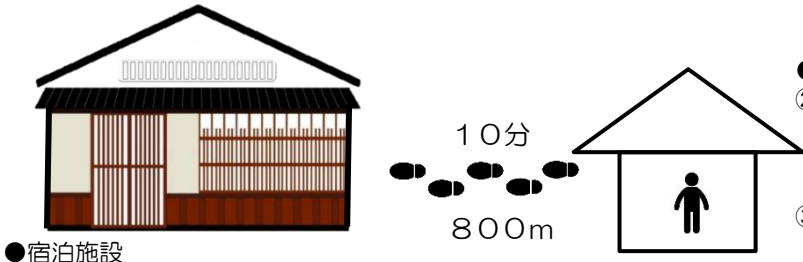
《用語の定義》

- 管理者 住民等からの苦情・問合せ及び緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制における責任者をいう。
- 使用人等 営業者の使用人その他の従業者
- 小規模宿泊施設 簡易宿所営業を営む施設で、次の要件を備えているもの
 - ・施設が存する建築物が、①一戸建て又は長屋建て、②階数が3以下、③宿泊者と当該宿泊者以外の者の共用に供する部分が存しない構造であること。
 - ・客室の数が1であること。
 - ・施設のすべてを宿泊者の利用に供するもの。
 - ・1回の宿泊について、宿泊者が9人以下で構成される1組に限られること。

1 旅館・ホテル営業

(1) 玄関帳場を設ける場合	構造設備の主な基準		①客室利用者が必ず通過し、出入りを視認できる場所に玄関帳場を設置すること。 ②玄関帳場には、受付に支障がない高さの受付台を設けること。
	管理体制	・営業者は管理者を定めること。 ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、玄関帳場など施設内部に駐在すること。 ・営業者は、施設内部で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。	
(2) 玄関帳場代替設備を設ける場合	構造設備の主な基準		①宿泊者等の出入り状況を常時確認できる場所にビデオカメラ等を設けること。 ②宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できるテレビ電話、タブレット端末等を設置すること。 ③施設内に、①の画像等を常時確認でき、②により宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しを行う部屋を設けること。
	管理体制	・営業者は管理者を定めること。 ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、上記③の部屋に駐在すること。 ・営業者は、施設内部で玄関帳場代替設備を利用し、面接と同等の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。	

2 簡易宿所営業

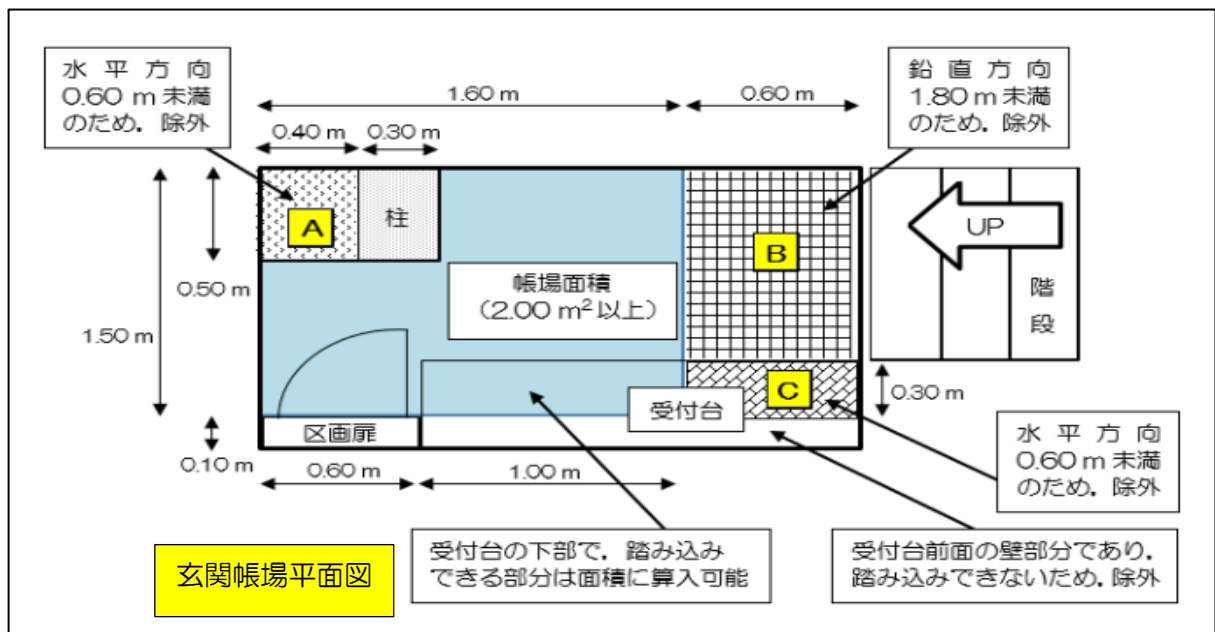
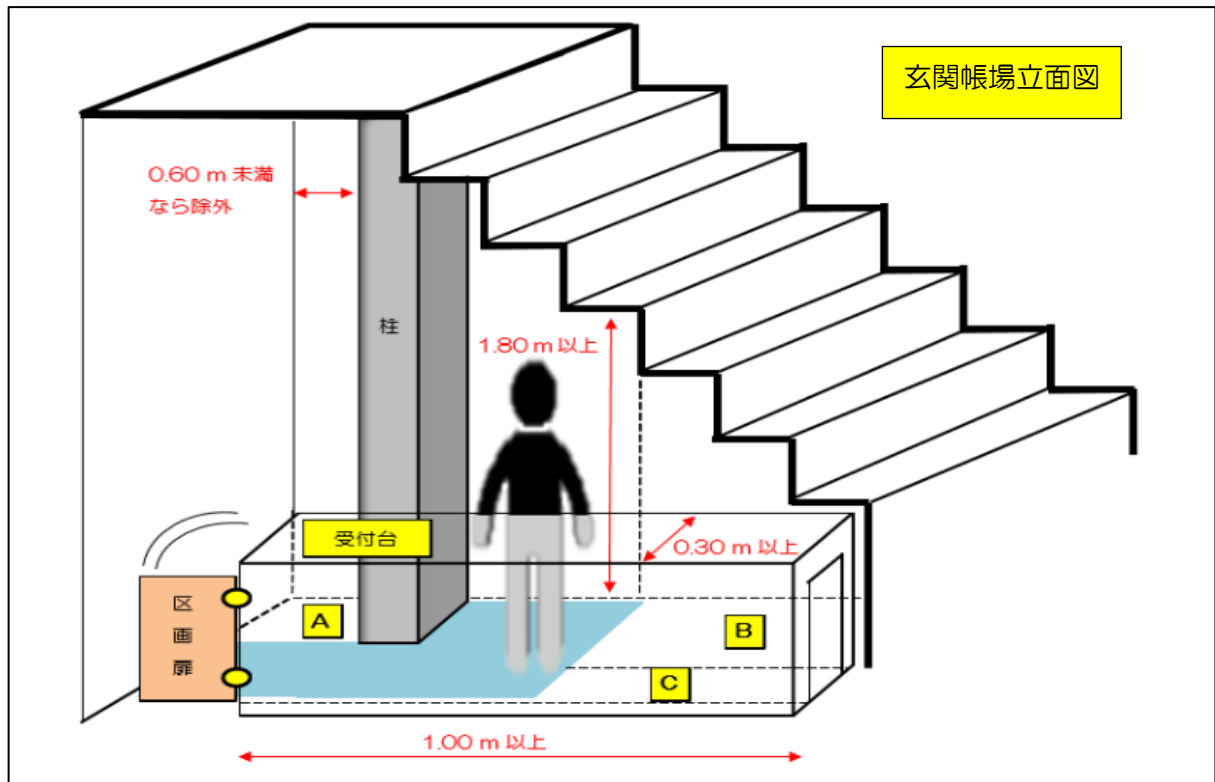
(1) 玄関帳場を設ける場合	構造設備の主な基準	 ①客室利用者が必ず通過し、出入りを視認できる場所に玄関帳場を設置すること。 ②玄関帳場には、受付に支障がない高さの受付台を設けること。 ③施設内に使用人等が使用できる便所等を設けるよう努めること。
	管理体制	・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設内部に駐在すること。 ・営業者は、施設内部で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。
(2) 施設外玄関帳場を設ける場合	条件	・小規模宿泊施設であって、次の構造設備の基準に適合するもの
	構造設備の主な基準	 ●施設外玄関帳場 ④宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に設けること。 ⑤他の営業の用途、住戸と区画 ⑥個人情報の取扱いに注意 ⑦③による確認を常時行う。 ⑧施設外玄関帳場の標示 ●使用人等の駐在場所 ⑨宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）であること。 ⑩特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。
	管理体制	・営業者は、施設外玄関帳場で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。 ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設外玄関帳場に駐在し、人の出入りを常時確認すること。 ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在すること。 ・緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、1人当たり5施設までとする。 ・緊急対応を担当する使用人等が施設外玄関帳場に駐在する場合は、宿泊者の出入り確認等を行う別の担当者1名を駐在させること。
(3) 京町家を活用する場合	条件	・小規模宿泊施設であって、かつ、京町家条例に規定する京町家であるもの
	構造設備の主な基準	 ●宿泊施設 ①施設への人の出入りの状況を確認することができる措置を講じること。 ●使用人等の駐在場所 ②宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）であること。 ③長時間の駐在が可能であること。
	管理体制	・営業者は、施設内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。 ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在すること。 ・緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、1人当たり5施設までとする。

4 共通基準

(1) 玄関帳場及び受付台

ア 玄関帳場の区画と面積

- 玄関帳場は壁、固定されている受付台で明確に区画し、その面積は 2.00m^2 以上とすること。
- 玄関帳場の面積は、玄関帳場内の床面において、床面から天井までの鉛直方向の長さが 1.80m を下回ることがない連続する部分（ただし、受付台の下面にあってはこの限りではない。）であって、かつ、当該部分の水平方向が 0.60m を下回ることがない連続する部分であること。

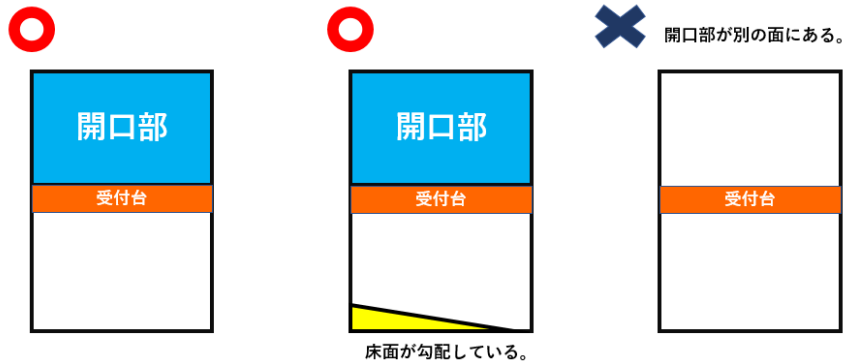


$$\text{玄関帳場面積} : 1.60 \times 1.50 - 0.40 \times 0.50 - 0.30 \times 0.50 = 2.05\text{m}^2 (\geq 2.00\text{m}^2)$$

□ 部分の面積 柱部分の面積

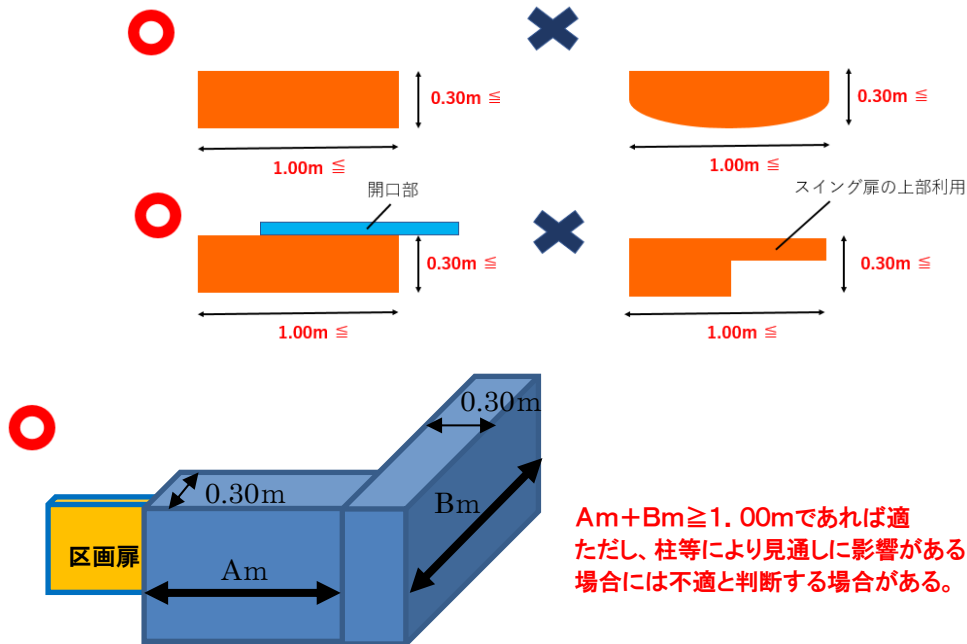
イ 受付台の設置場所

- 受付台は、開口部が存する側面に対し垂直、かつ、玄関帳場が存する床面（ただし、床面に勾配がある場合はこの限りでない。）に対し平行に設置されていること。
- 受付台は規定する場所に堅固に固定されているものとする。



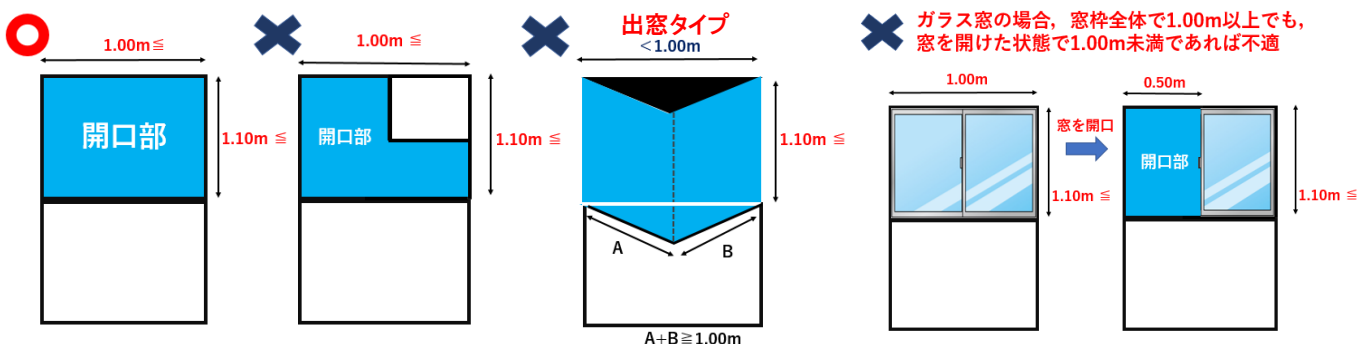
ウ 受付台の形状

- 受付台の大きさは、幅 1.00m以上、奥行き 0.30m以上とすること。
- ただし、収容人数が9名以下の施設にあっては、幅 0.60m以上とすることができる。



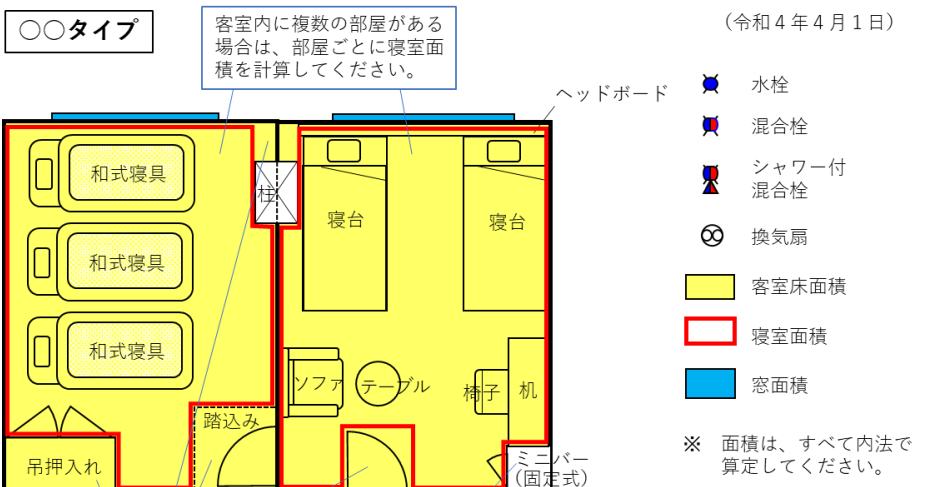
エ 開口部

- 開口部下端（受付台の上面の上端が開口部の下端よりも上方にある場合は、当該受付台の上面の上端を開口部の下端とみなす。）から上端までの鉛直方向における長さが 1.10m以上である部分の水平方向における長さが 1.00m以上であること。
- ただし、収容人数が9名以下の施設にあっては、水平方向における長さを 0.60m以上とすることができる。



(2) 客室

客室床面積、寝室面積、窓面積の考え方



扉（収納に付随する扉を除く）の開閉に伴う可動域、踏込み、柱の裏などの狭小な部分、吊押入れの下部等は寝室面積から除きます。

宿泊者が通常足を踏み入れない場所（床の間、押入れ、収納、洗面台、台所、固定式家具等）は客室床面積から除きます。

<客室床面積、寝室面積>

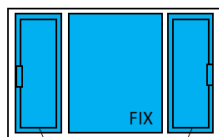
項目	客室床面積	寝室面積
1 宿泊者が通常足を踏み入れない場所（床の間、押入れ、収納、洗面台、台所、壁又は床に固定された家具等）ただし、3及び4を除く。	×	×
2 睡眠又は休憩に適さない場所（浴室、便所、踏込み、廊下、扉（収納に付随する扉を除く）の開閉に伴う可動域、柱の裏などの狭小な部分、吊押入れの下部等）	○	×
3 ソファ、ベンチ、机（休憩の用に供するもの）	○	○（※）
4 ヘッドボード（寝具の一部と見なすことができるもの）	○	○

※寝室に設置されている場合に限る。

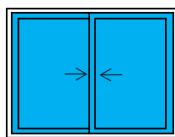
<窓面積>

- Fix窓 → ガラス面積
- 開閉する窓 → 開口する面積
- 虫籠窓 → 開口面積

<開口部の例>



縦すべり出し窓

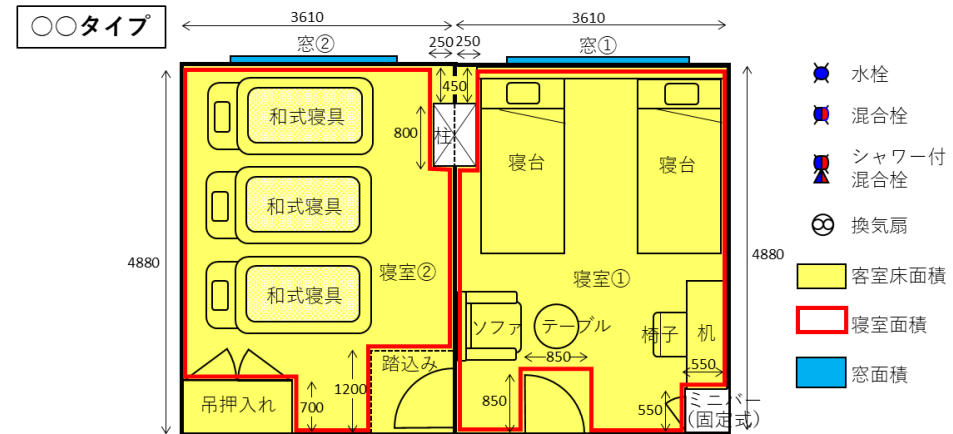


引き違い窓



虫籠窓

客室図面記載例（旅館・ホテル営業／簡易宿所営業）

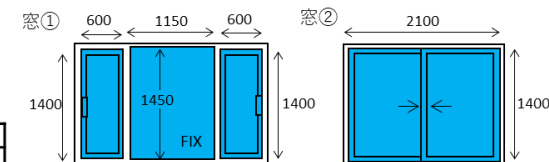


<客室床面積>

タテ	ヨコ	面積(m ²)
寝室①	4.88 3.61	17.6168
(家具減算)	-0.55 0.55	-0.3025
(柱減算)	-0.80 0.25	-0.2000
寝室②	4.88 3.61	17.6168
(柱減算)	-0.80 0.25	-0.2000
浴室	1.40 1.60	2.2400
洗面・脱衣室	1.05 1.00	1.0500
便所	1.10 1.60	1.7600
廊下	3.91 1.28	5.0048
	0.80 0.20	0.1600
合計		44.73

<寝室面積>

タテ	ヨコ	面積(m ²)
寝室①	4.88 3.61	17.6168
(家具減算)	-0.55 0.55	-0.3025
(柱減算)	-0.80 0.25	-0.2000
(柱裏減算)	-0.45 0.25	-0.1125
(扉軌跡減算)	-0.85 0.85	-0.7225
合計		16.28
寝室②	4.88 3.61	17.6168
(柱減算)	-0.80 0.25	-0.2000
(柱裏減算)	-0.45 0.25	-0.1125
(踏込み減算)	-1.20 1.20	-1.4400
(吊押入れ減算)	-0.70 1.40	-0.9800
合計		14.88



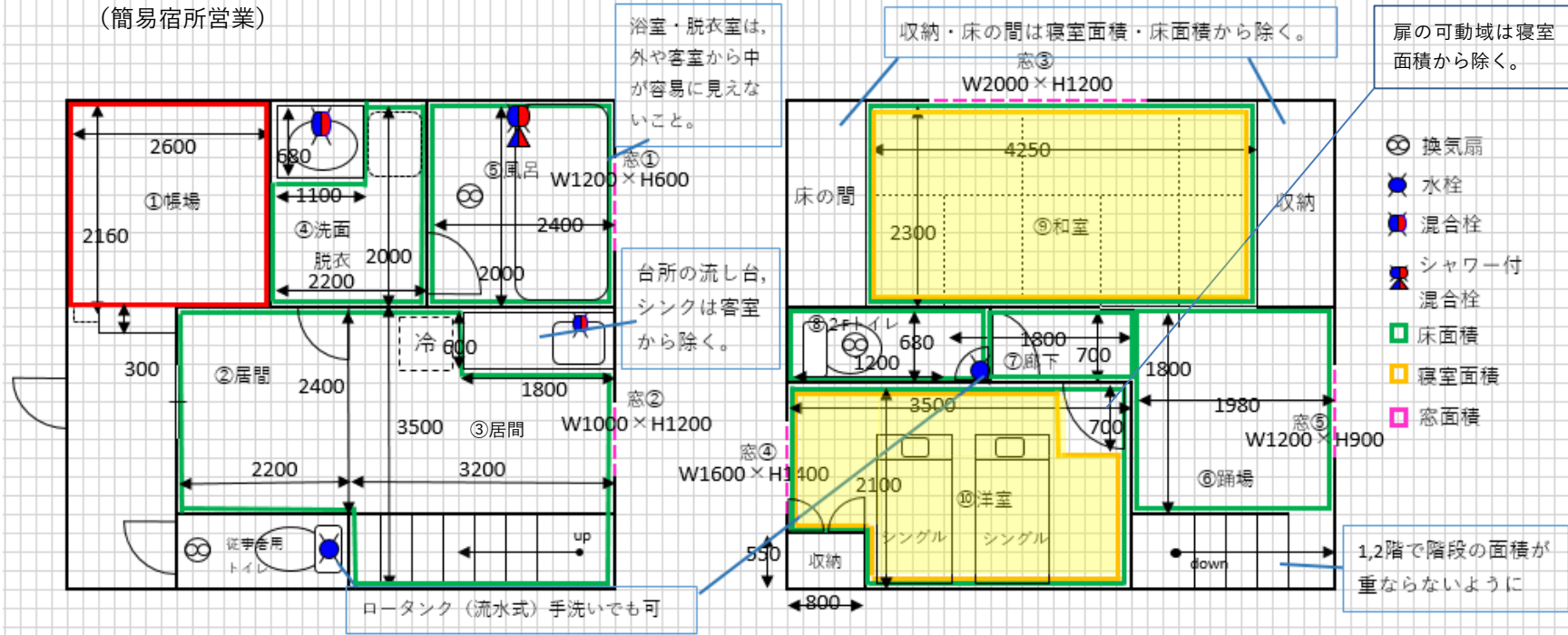
<開口面積>

タテ	ヨコ	面積(m ²)
窓①	1.40 0.60	0.8400
	1.45 1.15	1.6675
	1.40 0.60	0.8400
窓②	1.40 2.10	2.9400
合計		6.28

客室図面記載例

(簡易宿所営業)

※面積計算は、全て内法で算定してください。



客室床面積		タテ	ヨコ	面積 (㎡)	
				(小数第2位まで)	
1 F	②居間	2.40	2.20	5.280	5.28
	③居間	3.50	3.20	11.200	11.20
	(台所減算)	-0.60	1.80	-1.080	-1.08
	④洗面・脱衣	2.00	2.20	4.400	4.40
	(洗面減算)	-0.68	1.10	-0.748	-0.74
	⑤風呂	2.00	2.40	4.800	4.80
2 F	⑥踊場	1.80	1.98	3.564	3.56
	⑦廊下	0.70	1.80	1.260	1.26
	⑧2Fトイレ	0.68	1.20	0.816	0.81
	⑨和室	2.30	4.25	9.775	9.77
	⑩洋室	2.10	3.50	7.350	7.35
	(収納減算)	-0.55	0.80	-0.440	-0.44
合計					46.17

寝室面積		タテ	ヨコ	面積 (㎡)		合計	必要面積
				(小数第2位まで)			
2 F	⑨和室	2.30	4.25	9.775	9.77	9.77	> 7.5 (2.5×3人)
	⑩洋室	2.10	3.50	7.350	7.35		
	(収納減算)	-0.55	0.80	-0.440	-0.44		
	(扉減算)	-0.70	0.70	-0.490	-0.49	6.42	> 6.0 (3.0×2人)

窓面積		タテ	ヨコ	面積 (㎡)		必要面積
				(小数第2位まで)		
	窓①	0.60	1.20	0.720	0.72	
	窓②	1.20	1.00	1.200	1.20	
	窓③	1.20	2.00	2.400	2.40	
	窓④	1.40	1.60	2.240	2.24	
	窓⑤	0.90	1.20	1.080	1.08	
合計					7.64	> 5.77 (46.17÷8)

玄関帳場		タテ	ヨコ	面積 (㎡)		必要面積
				(小数第2位まで)		
	①帳場	2.16	2.60	5.616	5.61	> 2.0

(3) 入浴施設

《用語の定義》

- 共用の入浴施設 : 客室外に設ける入浴施設
- 一人用入浴施設 : ユニットバス (UB)、ユニットシャワー (US) 等 1 人で使用する入浴施設。ただし、いわゆる「3点ユニット」は、ユニットシャワーとして取り扱う。

- 共用入浴施設利用者数 : 共用の入浴施設を利用させる人数

《規模要件の基本的な考え方》

- 一人用入浴施設 : 10人又はその端数を増すごとに1個以上

- 多人数が同時に利用することができる入浴施設

浴槽の規模 面積の総和: 共用入浴施設利用者数^{※1}×0.5^{※2}×0.5^{※3}×0.5^{※4}以上

洗い場の規模 面積の総和: 共用入浴施設利用者数^{※1}×0.5^{※2}×0.5^{※3}×1.1^{※5}以上

湯栓の数 個数の総和: 共用入浴施設利用者数^{※1}×0.5^{※2}×0.5^{※3} 以上

※1 共用の入浴施設の場合は、共用入浴施設利用者数に(総収容定員ー共用入浴施設利用者数)×0.5(利用割合)を加えた人数で算定することが望ましい。

※2 入浴者の最も多い時間帯の入浴者の割合 ※3 浴槽を使用する者と洗い場を使用する者の割合

※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積 ※5 入浴者1人当たりの洗い場使用面積

客室内に入浴施設を設置する場合	- 客室定員に応じた1人用入浴施設(原則 UB)を設置すること。 (例) 定員10人以下であれば、UB等1箇所以上設置すること。 - 客室定員に応じた多人数で利用することができる入浴施設を設置すること。
共用の入浴施設を設置する場合	- 共用の入浴施設は男女別に各1箇所以上設けること。 - 共用入浴施設利用者数に応じた一人用入浴施設を設置すること。 (例) 共用入浴施設利用者数が20人以下であれば、一人用入浴施設を男女別1箇所、合計2箇所以上設置すること。 ただし、共用入浴施設利用者数が1人の場合は、1箇所でも可とする。 また、UBを設置する場合は、共用入浴施設利用者数が10人以下のときは、従前の例により、1箇所でもよい。 - 共用入浴施設利用者数に応じた多人数で利用することができる入浴施設を設置すること。

(4) 洗面設備

収容定員	洗面設備の給水栓
1～5人	1
6～10人	2
11～15人	3
16～20人	4
21～25人	5
26～30人	6
30人超	30人までの給水栓数6に、30人を超えて、10人又はその端数を増すごとに1を加えて得られる数

(5) 便所

収容定員	便器数
1～5人	1
6～10人	2
11～15人	3
16～20人	4
21～25人	5
26～30人	6
31～300人	30人までの便器数6に、30人を超えて、10人又はその端数を増すごとに1を加えて得られる数
300人超	300人までの便器数33に、300人を超えて、20人又はその端数を増すごとに1を加えた数

○客室内の便所に備えた便器数が収容定員に対して不足しているときは、各階ごとに、その不足分に対応する便器数を備えた共用の便所を設けること。
ただし、当該階の便器数で対応できない人数が5人以下の場合は、当該階の便器数が不足していても、隣接する階の共用便所に、当該階と当該隣接階の共用便所利用者数の合計に対応できる便器数が設置されていればよい。